

試験研究等に係る特別採捕許可事務取扱要領

(特別採捕の許可)

第1 試験研究等のために、熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）の規定の除外を受けて水産動植物の採捕を行おうとする者は、規則第53条に規定する試験研究等に係る特別採捕の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

(特定水産動植物の採捕)

第2 許可を受けるに当たり、漁業法（昭和24年法律第267号）第132条第1項に規定する特定水産動植物の採捕を目的とする場合又は当該特定水産動植物を採捕する可能性がある場合には、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第42条第2項に規定する許可を併せて受けなければならない。

(申請書類)

第3 許可の申請のための書類は、以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可申請書（別記第1号様式）
- (2) 位置図
- (3) 試験研究等の計画書
- (4) 漁具図、漁法の説明書
- (5) 採捕に従事する者の住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
- (6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し（使用船舶が複数の場合は一覧表を添付）
※本県の登録漁船を用いる場合、漁船登録票の写しは不要
- (7) 共同漁業権漁場内において、当該試験研究等を行う場合は、当該区域の漁業権者が申請しようとしている試験研究等について同意していることを証する書面。ただし、漁業権者たる漁業協同組合が自ら実施する調査研究等の場合は、以下の書面により漁業調整上の問題がないことを確認する。
ア 当該調査研究等が漁業協同組合の事業計画に盛り込まれている場合は、総会資料の事業計画部分。
イ 当該調査研究等が漁業協同組合の事業計画に盛り込まれていない場合は、当該調査研究等の実施を決定した理事会の議事録の写し。
- (8) 民間の環境調査会社が国又は地方自治体から委託を受けた調査の場合、当該委託業務に係る契約書の写し
- (9) NPO（特定非営利活動法人）、公益法人等が国又は地方自治体から補助金等を受けた調査の場合、当該補助金等の交付決定通知書の写し

(事前の協議)

第4 許可の申請者は、申請書の提出に際し、原則として採捕予定日の3週間前までに熊本県農林水産部水産局水産振興課又は天草広域本部水産課と申請に関する協議を行うこととする。

(同意書の取扱い)

第5 共同漁業権漁場内で採捕を行う場合には、当該漁業権者の同意書を添付するものとする。

- (1) 漁業権が単有の場合
採捕を行う区域の漁業権者の同意書とする。
- (2) 漁業権が共有の場合
全漁業権者の同意書を添付することを基本とするが、共有漁業権者で組織する共同漁業権管理協議会の取り決めに従い同協議会の同意書をもって代えることができる。

(住民票)

第6 住民票については、採捕従事者全員の添付を基本とするが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者に限り、当該団体等の長が証明した別記第2号様式による一覧表をもって、住民票に代えることができる。

- (1) 国又は地方公共団体に属する試験研究機関が行う試験又は調査を目的に申請する場合 当該国又は地方公共団体の職員
- (2) 国又は地方公共団体から委託を受けた民間の環境調査会社が、委託内容に基づいた試験又は調査を目的に申請する場合 当該会社の職員
- (3) 国又は地方公共団体から補助金等を受けたNPO又は公益法人等が、補助金を受けた調査内容に基づき申請する場合 当該団体等の職員
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学が、試験又は調査を目的に申請する場合 当該高等学校若しくは大学の職員又は生徒若しくは学生
- (5) 第一種又は第五種共同漁業権を有する漁業協同組合が、当該漁業権の内容である水産動植物の保護培養を図るため、同一漁業権漁場内での移植を目的に申請する場合 当該漁業協同組合の職員又は組合員
- (6) 国又は地方公共団体から委託又は補助金を受けた熊本県漁業協同組合連合会又は熊本県内の漁業協同組合（以下「県漁連等」という。）が、委託内容に基づいた試験若しくは調査又は補助金を受けた調査内容に基づき申請する場合 当該県漁連等の長が認めた者

(許可証の交付)

第7 知事は、許可したときは、別記第3号様式による特別採捕許可証を申請者に交付することとする。

(許可証の記載事項の変更)

第8 規則第53条第6項の規定に基づき、許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、別記第4号様式に変更する事項に係る書類を添えて、知事に申請するものとする。

(許可の期間終了に係る報告)

第9 許可の期間が終了したときは、規則第53条第5項の規定に基づき、許可証を添え、その結果を遅滞なく知事に報告するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 試験研究等に係る特別採捕許可事務取扱要領（平成15年4月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年3月22日から施行する。

別記第1号様式

特別採捕許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
熊本県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
 - (4) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の種類、大きさ及び数量
(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用する漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

別記第2号様式

採捕に従事する者に関する証明書

番号	氏名	住所	身分

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

※注1 表の欄が不足する場合には、適宜追加してください。

注2 身分の欄には、申請者の職員、生徒（学生）又は組合員の別を記入してください。記入例：〇〇大学の職員、〇〇大学の学生、〇〇漁協の組合員

特別採捕許可証

住所
氏名（又は名称）

1 適用除外の事項

熊本県漁業調整規則第 条第 項

2 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
- (4) 所有者氏名

3 採捕する水産動植物の種類及び数量

4 採捕の期間

5 採捕の区域

6 使用する漁具及び漁法

7 採捕に従事する者の氏名及び住所

8 許可の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

9 条件

年（ 年） 月 日

熊本県知事



別記第4号様式

特別採捕許可の変更許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特別採捕許可の記載事項の変更について許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更の内容

項 目	現在の記載内容	変更後の記載内容

- 4 変更の理由